

平成29年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日（木）午前10時22分から11時38分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聰

4. 欠席委員（1人）

4番 町田恒夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 農地法第3条による許可申請に関する件

第4 議案第9号 農地法第4条による許可申請に関する件

第5 議案第10号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第5回農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番、小室委員、5番、町田修一委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。3件でございますので、会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議長 議案第8号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 [事務局朗読説明]

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願ひします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。事務局からありました議案8号の

1について、担当推進委員として説明申し上げます。

去る21日日曜日、農業委員の町田修一委員と村越推進委員と現地を視察し、また申請箇所の確認をいたしました。周辺農地に影響はないと考えますので、委員皆様のご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、町田委員、お願ひします。

町田委員 5番、町田です。

ただいま平沼委員さんから説明されたとおりでございまして、シイタケ栽培の関係ということで、2年前くらい前に半分ぐらいが〇〇さんから売買になったそうでございます。その残りを今度売買するのだと思います。問題ないと思います。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑につきましては、皆さん今回現地を見られたと思うのですけれども、各自お願いしたいと思いますが、質問のある方からお願ひします。どのように感じましたか。

これだけ完璧な書類が出てるわけですから、全く問題ないと思うのですけれども、7番さんどうですか。

7番。

木崎委員 私も、現地を見させていただきました。推進委員さん、担当委員さんが現地調査をしていたところに私も通ったと思います。私の感じは、やっぱりもう既にハウスが2棟並立して、隣の隣地につきましてもハウスだということについて、この2棟にわたってビニールハウスが2棟並立してできているということで、現在そういった形で有限会社であります〇〇〇〇さんが代表取締役でありますけれども、そこでも既にそのハウスを使って営業もしている事実もありますので、私はここは本当に3条申請なので、農地は農地で生かされていることなので、問題はないと考えてまいりました。

以上でございます。

議長 法的には全く問題ないところです。

この件について質問もあろうかと思いますけれども、何かご意見ございませんか。

私から、感じたことを申し上げます。現地へ行きまして、この大変な農業政策の時代に農地を拡大してまでやる人、その反面、放棄地あるいは遊

休農地がふえていくことに、本当に今の農業の大変さを感じた次第でございます。これから農業がどういうふうになっていくかわかりませんけれども、大変な面と大きくなっていく面の本当に差が出てくる、そのように私は現地へ行って感じました。

多分質問はないと思いますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第8号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 全員賛成でございます。ありがとうございます。

よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

[事務局朗読説明]

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案9号番号1について、担当推進委員として説明を申し上げます。

去る5月22日、農業委員の富田委員と同行し、申請人、○○○○氏の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請地○○○○番は畠で、利用状況は休耕中でした。その土地を有効利用として太陽光発電事業をしたいとの申請です。隣接農地の地主も施設の設置を承諾しており、危険防止のため周囲を金網で囲うということで、クリの木が周辺にあり、住宅も離れており、反射とか日照等被害が少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の10番、富田委員、お願いします。

富田委員 10番、富田です。

○○氏の農地転用について、推進委員さんの小河さんと現地調査をいたしました。太陽光発電のこの施設の場合には、周りにどのような影響が出るかというのは、今回は自宅前の平場の土地なので、その太陽光の影響というものが一番懸念されるところだろうと思いますけれども、光であるとか、今回は可動式ということで音なんかもあるのかかもしれません、太陽光の構造によってその影響というのは多少違ったものが出ると思いますが、どのような影響が出るかということについては、よくわかりません、はつきり申し上げまして。

隣接する農地は、1ヵ所でありますけれども、承諾書が出ております。○○○○氏の畠です。あとは隣接している住宅は、自宅を除くと3軒ありますけれども、西側の2軒はクリの木が間にありますし、あと大きな側溝があるので、かなり広さがとられているので、影響が少ないと思いますけれども、残りの1軒がすぐ南側の前なのです。その影響はどのようになるかはわかりませんけれども、その方の紹介で太陽光を勧められたという話を○○さんが言っていますので、その方の承諾というのもある程度あるのではないかということです。それで、申請書にも被害が出た場合には、当方で処理いたしますという附帯がついていますので、この件に関しましてはいろいろご審議いただいて、どのような影響が出るかはわからないのですが、ご審議いただければと思います。

議長　　ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたしましたが、続きまして質疑に移りますけれども。

7番。

木崎委員　お聞きをしたいと思います。まず、この辺をたださないと、いけないと思いまして、質問いたします。

今回可動式の太陽光設備を設置とのことでございますけれども、この許可申請書について、それからあと事業計画書、事業概要書、本人が多分作成したものだと思いますけれども、それはあくまで発電出力が62キロワットという形でこれがまとめられているわけでございます。この申請書に添付されたほかの書類につきましては、まず一番わかりやすいのが経済産業省の許可書。設備認定通知書というのが添付されておりますが、この発電出力は49.5キロワットということで、ここは認定をされているのです。この62キロワットと49.5キロワットと、ここは差がでていますけれども、この

申請についてはそもそも発電出力を想定した申請書か、その辺を教えていただきたいと思います。

議 長 答えられますか。

事務局。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えいたします。

今ご指摘ございました事業計画書と事業概要書には62キロワットの規模とございまして、それから東京電力との電力受給契約申込書、それと経済産業省の設備認定通知書には49.5キロワットとあるということで、この差ということでございますが、これは施設の発電能力が62キロワットでございまして、東京電力と売電契約、あとは経済産業省の許可を得ているのが49.5キロワットということで、発電施設の能力は62キロワット、売電契約は49.5キロワットということで差が生じていると考えております。

以上です。

議 長 7番さん、よろしいですか。

7番。

木崎委員 東京電力さんの売電算定については、49.5キロワットで、これは62キロワットと差が出ていますけれども、これは残ったものが自分で使うようなことで解釈はできるのですが、経済産業省の49.5キロワットについては、この下の細かい字で書いてあります米印の2のところを読んでいただくと、契約変更届が必要だと。発電出力が変更される場合や設置者などが変わる場合には、契約変更届が必要になりますということが書いてあります。これはもうこれまでとてこの62キロワットということで申請を出してきたのか、その辺をただしたいと思います。

事務局 7番委員さんの再度のご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

太陽光発電におきましては、50キロ未満、50キロ以上ということで、2通りの面がございます。その中で今回は50キロ未満ということで、低圧の200ボルトで売電するということでございます。50キロ以上になると、高圧の6,600に売電をするということになりますので、今回の場合につきましては、パネルの最高出力値の計算が62キロでございますので、あくまでもそれは一番最高の時点のことでございますので、そんなに皆さんもご承知のとおり、100%の発電がいつでもできるとは限りませんので、約8割程度のものを見込んで売電するということで低圧の申し込みで許可をされて

いるようでございます。そういうことでご理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 そうしますと、経済産業省のこの設備の認定については、49.5キロワットということで認定していますけれども、それ以上ふえてしまってもこの認定1回少ない数字なのだけれども、1回認定がかかっていれば、そういった変更届等は出さなくても、そのマックスで動いた場合62キロワットの出力が得られるということであれば、そこまで発電がしてしまってもオーケーですよという、そういうものを含めたこの経産省の認定認可なのでしょうか。

そうしますと、低いこの認可を受けておいて、設備を大きくしていると売電するというようなことも考えられるのではないか。その辺の矛盾点というのはどうお考えですか。

事務局 7番さんの意見に対してお答えをさせていただきたいと思います。

あくまでも49.5が最高値の買い取りであって、それが例えば62になろうが、70になろうが、例えばの話ですけれども、それは買い取りはしませんので、コンバーターは買います。50キロワット以上になれば、当然高圧の6,600ボルトのほうになりますと、発電所としてもそれなりの電験三種とかの資格を持った人を管理者を置かなければならないということで、50キロ未満、50キロ以上では全然発電所としても違いますので、その辺はコンバーターとか、一切最高出力49.5までしか買い取れないということでございます。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 確認します。そうしますと経済産業省でのこの認定された発電施設については、これはあくまで売る絶対数を許可していますよという考え方でいいですか。そうすれば、この添付書類が東京電力のほうの買い取りのほうも49.5というような申請で出ていますので、ここは一致するということで、あくまで設備が62キロワットの設備をして、天気に左右されるわけですから、最高までは出ない。ただし、最高が出た場合は49.5キロワットは売電できますよ。それに対しての経産省の認可だよという解釈でよろしいわけですね。

議 長 他にございませんか。大変専門的な質問ですけれども、何か皆さん感じたことないですか。

7番。

木崎委員 たびたび済みません。可動式のこの太陽光発電システムは、あくまで太陽の光軸に対してパネルが垂直に差す、いつでもその光を拾いながら移動、みんな動いていくということでおろしいのですか。そうすると、入射角と反射角がもし垂直でくればそのままということで、動いてあっても家ですとかそういうものには影響は及ぼさないという考え方になってしましますので、もし分かったらシステム上のことをお尋ねします。

事務局 7番さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の場合は、例えばヒマワリは太陽を向いて必ずいくヒマワリのような状況で、東西に設置をして、東から西に、ただ真ん中から変わっていくような、最初東を向いていて、だんだん太陽に合わせてこう変わっていくというような形で、シミュレーションも非常に何か固定式と変わって非常に難しいようで、ただ太陽光度が日本の位置ですと、冬至が30度で、夏至が80度ぐらいです。そうなっていますけれども、入射角と出射角は等しいということが理論的には言われておりますので、ほとんどの光が上に上がってしまうのではないか。

裁判例ですと、一番太陽光で問題になるのが南側の家で、近場がやばいのではないかというようなことで、反射もそうですけれども、太陽の動きと同じように、遠くに行けば行くほど早く反射の場所の位置が変わってきますので、そんなに遠くは支障があったとしても、例えば10分とか5分とか、そういう形でどんどんこういうふうに星が動くのと同じように動いてしまいますので、影響が少ないということで、日常生活においてそこに行って10分程度の反射があるからといって賠償を求められるかというか、という問題になってきますと、判例からいってもならないだろうということでございますので、隨時当たってしまうようなところでありますと、そういう問題にもなると思いますけれども、その辺で今回の場合は、可動式というのですか、太陽の方向をいつでも見て、ヒマワリみたいなもので、横瀬も初めての案件でございますし、ましてこれでシミュレーションをしたにしても、結構固定式と違って相当難しくなると思いますので、その辺は近場の家が特に高い建物とか、太陽光発電の南側あたりに、南側は○○さんの建物の話ですけれども、南側は結構開けていまして、近

場に家とかはないものですから、今までの判例等を見ていきますと、今回の場合は影響は少ないと考えられます。事務局としては、以上のようなことを想定しております。

以上でございます。

議長 7番さん、よろしいですね。

他にございませんか。

[「なし」]

議長 質疑がないようなのですけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時15分

議長 休憩前に引き続き再開いたします。

他に質疑はございませんか。

[「なし」]

議長 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第9号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、日程第5、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

上程されました議案10号番号1について担当推進委員として所見を申し上げます。去る22日、農業委員の富田委員と連携し、譲渡人、〇〇〇〇氏の立ち会いを求め、現地及び申請箇所の確認をいたしました。申請地〇〇

〇〇番〇は畑ですが、不耕作地でした。隣接する山林の持ち主、〇〇〇〇氏は、道路に面していないため、通路用地として譲り受けたいという申請です。周りは山林ですので、農地への影響はないと考えられますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田委員、お願ひします。

富田委員。

富田委員 10番、富田です。

現地を調査いたしました。譲渡人の〇〇さんの立ち会いありましたけれども、もともとはもっと広い畑だったのだけれども、橋を建設する際に小さくなってしまったということなのです。それで、ここにも書いてありますけれども、通路用地として使用したいということなので、恐らくこれは所有権が移転しても農地として耕作ということにはならないんだろうと思いますけれども、面積が三角形で本当に少ないので、いたし方ないだらうと思います。周囲も山林ですので、ちょっと日陰ですので、いたし方ないではないかなということでございます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

ごく近場の7番さん、何かございませんか。

7番。

木崎委員 申請に対して反対というわけではございません。この現地につきましては、河川の改修に伴って、農地が本当に少なくなってしまったこの残地の部分が今現在残っているわけでございます。現状を見ますと、もう杉もこの畑のほうに大分低くまで植えられて、ここの辺は本当に1本町道6号線に抜ける赤道があるのですけれども、その道全体から考えると、非常に立ち木が多く、薄暗いような状態なのです。だから、このまま放っておいても恐らくは富田委員さんが言ったように、畑にはならない。このままおけば雑種地もしくはもう山地、山林化するというようなことで、将来的には非常に危険な農地なのだろうと感じもいたしました。

そんな関係で、ここで〇〇氏に買っていただいて、ここを材木を搬出する場所として使ってもらうということは非常によろしいことだなと思いま

す。

それから、当〇〇地域につきましてのこの赤道を何とか改修しましょうというような話もあるので、非常にこの辺の用地を持っているのが〇〇氏がほとんど持っています。だから、この土地も〇〇氏になれば、そういういた話も早く進むかなということで、非常に私は賛成ということで思っております。

以上でございます。

議長 質疑はないと思いますけれども、何か感想はございませんか。

9番。

岸岡委員 ちょっと聞かせてもらいます。

この土地は、最終的には地目としては、まず何にするのか。農地でこのままいくのかどうか。そこが曖昧かと思われますので、まずその確認をしたいのですが、それでその確認いかんによってですが、〇〇さんという方は土地をどのくらい持っていて、具体的には30アール以上お持ちの方なら農地はスムーズに売買に移行できると思いますが、その辺の書類関係は一切ございませんので、もしも農地の使い勝手というか、地目のほうをはっきりした上で、本来ですと、もしも農地でしたらば、ちゃんと農地の書類の手続を踏んで農地売買の必要があるかと思うのですが、そのあたりをお聞きしたい。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時37分

議長 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますけれども、ご異議ござ

いませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時38分)